

令和6年
広島県水道広域連合企業団議会1月定例会
議案

令和6年1月29日

広島県水道広域連合企業団

令和6年広島県水道広域連合企業団議会 1月定例会議案目録

議案番号	件名	頁
第1号議案	令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算	1
第2号議案	令和6年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算	23
第3号議案	令和5年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第3号）	26
第4号議案	令和5年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第3号）	47
第5号議案	広島県水道広域連合企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	49
第6号議案	広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例	51
第7号議案	広島県水道広域連合企業団職員の退職管理に関する条例	55
第8号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例	57
第9号議案	広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例及び広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	59
第10号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例	64

第1号議案

令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算

第1章 市町水道事業

(総則)

第1条 令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計(市町水道事業)の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

[市町水道事業計]

(1) 給水戸数	275,469戸
(2) 年間総給水量	62,628,155 m ³
(3) 一日平均給水量	171,585 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	11,831,324千円

[竹原市水道事業]

(1) 給水戸数	12,733戸
(2) 年間総給水量	4,155,417 m ³
(3) 一日平均給水量	11,384 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	473,281千円

[三原市水道事業]

(1) 給水戸数	38,600戸
(2) 年間総給水量	9,171,000 m ³
(3) 一日平均給水量	25,126 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	1,869,131千円

[府中市水道事業]

(1) 給水戸数	12,541戸
(2) 年間総給水量	2,411,048 m ³
(3) 一日平均給水量	6,606 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	600,977千円

[三次市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	20,012 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	4,456,846 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	12,211 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	1,056,763 千円

[庄原市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	10,879 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,665,783 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	7,304 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	923,340 千円

[東広島市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	82,528 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	17,616,582 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	48,265 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	2,503,848 千円

[廿日市市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	50,585 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	12,192,254 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	33,403 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	2,347,453 千円

[安芸高田市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	10,890 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,089,213 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	5,724 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	342,648 千円

[江田島市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	11,566 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,196,808 m ³

(3) 一日平均給水量	6,019 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	324,908 千円

[熊野町水道事業]

(1) 給水戸数	9,685 戸
(2) 年間総給水量	1,819,890 m ³
(3) 一日平均給水量	4,986 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	105,411 千円

[北広島町水道事業]

(1) 給水戸数	4,650 戸
(2) 年間総給水量	1,323,125 m ³
(3) 一日平均給水量	3,625 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	718,588 千円

[大崎上島町水道事業]

(1) 給水戸数	4,229 戸
(2) 年間総給水量	1,150,092 m ³
(3) 一日平均給水量	3,151 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	114,749 千円

[世羅町水道事業]

(1) 給水戸数	4,395 戸
(2) 年間総給水量	938,369 m ³
(3) 一日平均給水量	2,571 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	189,550 千円

[神石高原町簡易水道事業]

(1) 給水戸数	2,176 戸
(2) 年間総給水量	441,728 m ³
(3) 一日平均給水量	1,210 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	260,677 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

[市町水道事業計]

	収	入	
第1款 水道事業収益及び簡易水道事業収益			20,340,664 千円
第1項 営業収益			15,771,420 千円
第2項 営業外収益			4,559,385 千円
第3項 特別利益			9,859 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用及び簡易水道事業費用			19,206,207 千円
第1項 営業費用			18,581,091 千円
第2項 営業外費用			566,567 千円
第3項 特別損失			5,449 千円
第4項 予備費			53,100 千円

[竹原市水道事業]

	収	入	
第1款 水道事業収益			844,428 千円
第1項 営業収益			813,237 千円
第2項 営業外収益			31,191 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			813,345 千円
第1項 営業費用			806,252 千円
第2項 営業外費用			4,093 千円
第3項 予備費			3,000 千円

[三原市水道事業]

	収	入	
第1款 水道事業収益			3,227,066 千円
第1項 営業収益			2,672,127 千円
第2項 営業外収益			554,939 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			2,998,347 千円
第1項 営業費用			2,834,871 千円
第2項 営業外費用			153,476 千円
第3項 予備費			10,000 千円

[府中市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			712,716 千円
第 1 項 営業収益			624,587 千円
第 2 項 営業外収益			88,129 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			673,653 千円
第 1 項 営業費用			640,137 千円
第 2 項 営業外費用			32,516 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[三次市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,912,856 千円
第 1 項 営業収益			1,245,127 千円
第 2 項 営業外収益			667,729 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			1,834,560 千円
第 1 項 営業費用			1,768,630 千円
第 2 項 営業外費用			55,481 千円
第 3 項 特別損失			5,449 千円
第 4 項 予備費			5,000 千円

[庄原市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,136,151 千円
第 1 項 営業収益			689,306 千円
第 2 項 営業外収益			446,845 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			1,068,746 千円
第 1 項 営業費用			1,017,474 千円
第 2 項 営業外費用			48,272 千円
第 3 項 予備費			3,000 千円

[東広島市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			5,223,120 千円
第 1 項 営業収益			4,593,077 千円
第 2 項 営業外収益			630,043 千円
	支	出	

第 1 款 水道事業費用	5,034,047 千円
第 1 項 営業費用	4,940,338 千円
第 2 項 営業外費用	83,709 千円
第 3 項 予備費	10,000 千円

[廿日市市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			3,096,983 千円
第 1 項 営業収益			2,472,652 千円
第 2 項 営業外収益			624,331 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			2,891,365 千円
第 1 項 営業費用			2,839,895 千円
第 2 項 営業外費用			41,470 千円
第 3 項 予備費			10,000 千円

[安芸高田市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,059,125 千円
第 1 項 営業収益			508,629 千円
第 2 項 営業外収益			550,496 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			954,689 千円
第 1 項 営業費用			898,883 千円
第 2 項 営業外費用			52,806 千円
第 3 項 予備費			3,000 千円

[江田島市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			826,461 千円
第 1 項 営業収益			719,667 千円
第 2 項 営業外収益			106,794 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			786,844 千円
第 1 項 営業費用			758,347 千円
第 2 項 営業外費用			25,497 千円
第 3 項 予備費			3,000 千円

[熊野町水道事業]

	收	入	
第 1 款 水道事業収益			535,963 千円
第 1 項 営業収益			496,694 千円
第 2 項 営業外収益			39,269 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			477,047 千円
第 1 項 営業費用			466,990 千円
第 2 項 営業外費用			9,057 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[北広島町水道事業]

	收	入	
第 1 款 水道事業収益			548,176 千円
第 1 項 営業収益			274,323 千円
第 2 項 営業外収益			273,853 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			488,101 千円
第 1 項 営業費用			467,889 千円
第 2 項 営業外費用			19,212 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[大崎上島町水道事業]

	收	入	
第 1 款 水道事業収益			476,785 千円
第 1 項 営業収益			318,871 千円
第 2 項 営業外収益			148,055 千円
第 3 項 特別利益			9,859 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			463,276 千円
第 1 項 営業費用			446,629 千円
第 2 項 営業外費用			15,547 千円
第 3 項 予備費			1,100 千円

[世羅町水道事業]

	收	入	
第 1 款 水道事業収益			441,094 千円
第 1 項 営業収益			214,748 千円
第 2 項 営業外収益			226,346 千円

	支	出	
--	---	---	--

第 1 款	水道事業費用	431,180 千円
第 1 項	営業費用	418,684 千円
第 2 項	営業外費用	11,496 千円
第 3 項	予備費	1,000 千円

[神石高原町簡易水道事業]

	収	入	
第 1 款	簡易水道事業収益	299,740 千円	
第 1 項	営業収益	128,375 千円	
第 2 項	営業外収益	171,365 千円	
	支	出	
第 1 款	簡易水道事業費用	291,007 千円	
第 1 項	営業費用	276,072 千円	
第 2 項	営業外費用	13,935 千円	
第 3 項	予備費	1,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,600,937 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 747,470 千円、減債積立金 245,004 千円、建設改良積立金 934,884 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,963,194 千円、当年度分損益勘定留保資金 3,156,759 千円、繰越利益剰余金処分量 435,501 千円及び当年度利益剰余金処分量 118,125 千円で補てんするものとする。）。

[市町水道事業計]

	収	入	
第 1 款	資本的収入	8,267,527 千円	
第 1 項	企業債	2,389,600 千円	
第 2 項	出資金	2,289,010 千円	
第 3 項	固定資産売却代金	127 千円	
第 4 項	他会計補助金	407,703 千円	
第 5 項	補助金	2,140,890 千円	
第 6 項	負担金	1,040,197 千円	
	支	出	
第 1 款	資本的支出	15,868,464 千円	
第 1 項	建設改良費	12,152,394 千円	
第 2 項	企業債償還金	3,716,070 千円	

[竹原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し

不足する額 356,870 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 31,070 千円、建設改良積立金 107,970 千円、当年度分損益勘定留保資金 217,830 千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		148,731 千円
第 1 項	企 業 債		28,300 千円
第 2 項	補 助 金		106,442 千円
第 3 項	負 担 金		13,989 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		505,601 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		476,557 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		29,044 千円

[三原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,359,020 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 119,023 千円、過年度分損益勘定留保資金 208,545 千円、当年度分損益勘定留保資金 921,756 千円、当年度利益剰余金処分量 109,696 千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		1,742,728 千円
第 1 項	企 業 債		779,400 千円
第 2 項	出 資 金		457,152 千円
第 3 項	固 定 資 産 売 却 代 金		127 千円
第 4 項	補 助 金		290,584 千円
第 5 項	負 担 金		215,465 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		3,101,748 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		1,921,003 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		1,180,745 千円

[府中市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 308,653 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,874 千円、建設改良積立金 77,958 千円及び当年度分損益勘定留保資金 191,821 千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第 1 款	資 本 的 収 入			455,046 千円
第 1 項	企 業 債			134,500 千円
第 2 項	出 資 金			166,519 千円
第 3 項	補 助 金			146,027 千円
第 4 項	負 担 金			8,000 千円
		支	出	
第 1 款	資 本 的 支 出			763,699 千円
第 1 項	建 設 改 良 費			604,339 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金			159,360 千円

[三次市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 827,248 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 67,721 千円、過年度分損益勘定留保資金 328,926 千円及び当年度分損益勘定留保資金 430,601 千円で補てんするものとする。）。)

		収	入	
第 1 款	資 本 的 収 入			722,193 千円
第 1 項	企 業 債			210,900 千円
第 2 項	出 資 金			246,813 千円
第 3 項	補 助 金			264,480 千円
		支	出	
第 1 款	資 本 的 支 出			1,549,441 千円
第 1 項	建 設 改 良 費			1,060,479 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金			488,962 千円

[庄原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 716,357 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 62,594 千円、減債積立金 57,873 千円、当年度分損益勘定留保資金 304,204 千円及び繰越利益剰余金処分額 291,686 千円で補てんするものとする。）。)

		収	入	
第 1 款	資 本 的 収 入			507,655 千円
第 1 項	出 資 金			126,900 千円
第 2 項	補 助 金			210,328 千円

第 3 項	負 担 金	170,427 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	1,224,012 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	925,253 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	298,759 千円

[東広島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,212,314千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176,915千円、建設改良積立金300,000千円、過年度分損益勘定留保資金379,333千円及び当年度分損益勘定留保資金356,066千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	1,844,064 千円
第 1 項	企 業 債	567,900 千円
第 2 項	出 資 金	595,562 千円
第 3 項	他 会 計 補 助 金	39,034 千円
第 4 項	補 助 金	195,562 千円
第 5 項	負 担 金	446,006 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	3,056,378 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	2,675,187 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	381,191 千円

[廿日市市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,202,051千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額138,332千円、過年度分損益勘定留保資金872,240千円及び当年度分損益勘定留保資金191,479千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	1,434,855 千円
第 1 項	企 業 債	411,600 千円
第 2 項	出 資 金	411,600 千円
第 3 項	補 助 金	502,195 千円
第 4 項	負 担 金	109,460 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	2,636,906 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	2,351,317 千円

第 2 項 企業債償還金 285,589 千円

[安芸高田市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 582,527 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,232 千円、減債積立金 52,075 千円、建設改良積立金 97,576 千円、当年度分損益勘定留保資金 270,051 千円及び繰越利益剰余金処分額 132,593 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資本的収入		69,966 千円
第 1 項	企業債		35,300 千円
第 2 項	出資金		13,833 千円
第 3 項	補助金		13,833 千円
第 4 項	負担金		7,000 千円
		支 出	
第 1 款	資本的支出		652,493 千円
第 1 項	建設改良費		347,192 千円
第 2 項	企業債償還金		305,301 千円

[江田島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 379,629 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,178 千円、建設改良積立金 241,550 千円及び当年度分損益勘定留保資金 113,901 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資本的収入		47,436 千円
第 1 項	補助金		43,000 千円
第 2 項	負担金		4,436 千円
		支 出	
第 1 款	資本的支出		427,065 千円
第 1 項	建設改良費		332,210 千円
第 2 項	企業債償還金		94,855 千円

[熊野町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 76,205 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,051 千円及び過年度分損益勘定留保資金 71,154 千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第 1 款	資 本 的 収 入	32,722 千円
第 1 項	補 助 金	12,209 千円
第 2 項	負 担 金	20,513 千円
		支 出
第 1 款	資 本 的 支 出	108,927 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	108,927 千円

[北広島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 445,561 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 42,983 千円、減債積立金 135,056 千円、建設改良積立金 109,830 千円、当年度分損益勘定留保資金 146,470 千円及び繰越利益剰余金処分額 11,222 千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第 1 款	資 本 的 収 入	540,128 千円
第 1 項	企 業 債	103,100 千円
第 2 項	出 資 金	218,514 千円
第 3 項	補 助 金	218,514 千円
		支 出
第 1 款	資 本 的 支 出	985,689 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	779,952 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	205,737 千円

[大崎上島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13,950 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,467 千円及び過年度分損益勘定留保資金 12,483 千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第 1 款	資 本 的 収 入	164,518 千円
第 1 項	企 業 債	52,000 千円
第 2 項	出 資 金	22,925 千円
第 3 項	他 会 計 補 助 金	66,667 千円
第 4 項	補 助 金	22,925 千円
第 5 項	負 担 金	1 千円
		支 出
第 1 款	資 本 的 支 出	178,468 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	118,071 千円

第 2 項 企業債償還金 60,397 千円

[世羅町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 99,543 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,030 千円及び過年度分損益勘定留保資金 90,513 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資本的収入		246,041 千円
第 1 項	出 資 金		29,192 千円
第 2 項	他 会 計 補 助 金		142,757 千円
第 3 項	補 助 金		29,192 千円
第 4 項	負 担 金		44,900 千円
		支 出	
第 1 款	資本的支出		345,584 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		190,739 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		154,845 千円

[神石高原町簡易水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,009 千円は、当年度分損益勘定留保資金 12,580 千円及び当年度利益剰余金処分額 8,429 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資本的収入		311,444 千円
第 1 項	企 業 債		66,600 千円
第 2 項	他 会 計 補 助 金		159,245 千円
第 3 項	補 助 金		85,599 千円
		支 出	
第 1 款	資本的支出		332,453 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		261,168 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		71,285 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
竹原市水道事業		

竹原市水道維持管理委託事業	令和 7 年度	1,386 千円
竹原市水道施設建設工事	令和 7 年度	336,600 千円
三原市水道事業		
三原市水道維持管理委託事業	令和 7 年度	1,386 千円
三原市水道施設建設工事	令和 7 年度	317,319 千円
府中市水道事業		
府中市水道維持管理委託事業	令和 7 年度	45,856 千円
府中市水道施設建設工事	令和 7 年度から令和 8 年度まで	622,340 千円
三次市水道事業		
三次市水道維持管理委託事業	令和 7 年度から令和 9 年度まで	380,886 千円
三次市水道維持管理委託事業	令和 7 年度	契約に定める額
三次市水道施設建設工事	令和 7 年度	219,760 千円
庄原市水道事業		
庄原市水道維持管理委託事業	令和 7 年度	1,386 千円
東広島市水道事業		
東広島市水道土地・構築物借上料	令和 7 年度	1,639 千円
東広島市水道維持管理委託事業	令和 7 年度から令和 11 年度まで	3,252,484 千円
東広島市水道施設修繕工事	令和 7 年度	181,768 千円
東広島市水道施設建設工事	令和 7 年度	1,370,245 千円
廿日市市水道事業		
廿日市市水道維持管理委託事業	令和 7 年度	1,386 千円
廿日市市水道施設建設工事	令和 7 年度	576,500 千円
安芸高田市水道事業		
安芸高田市水道維持管理委託事業	令和 7 年度から令和 11 年度まで	1,132,386 千円
江田島市水道事業		
江田島市水道維持管理委託事業	令和 7 年度から令和 9 年度まで	211,386 千円
熊野町水道事業		
熊野町水道維持管理委託事業	令和 7 年度	1,386 千円
北広島町水道事業		
北広島町水道維持管理委託事業	令和 7 年度から令和 11 年度まで	417,186 千円
北広島町水道施設建設工事	令和 7 年度	1,100,000 千円
大崎上島町水道事業		
大崎上島町水道維持管理委託事業	令和 7 年度	1,386 千円
大崎上島町水道施設建設工事	令和 7 年度	102,302 千円
世羅町水道事業		

世羅町水道維持管理委託事業	令和7年度	1,386千円
世羅町水道施設建設工事	令和7年度から令和8年度まで	698,500千円
神石高原町簡易水道事業		
神石高原町簡易水道維持管理委託事業	令和7年度	1,386千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良等資金に充てるため	市町水道事業計 2,389,600千円	証書借入又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件の定めるところによる。ただし、財政上の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
	竹原市水道事業 28,300千円			
	三原市水道事業 779,400千円			
	府中市水道事業 134,500千円			
	三次市水道事業 210,900千円			
	東広島市水道事業 567,900千円			
	廿日市市水道事業 411,600千円			
	安芸高田市水道事業 35,300千円			
	北広島町水道事業 103,100千円			
	大崎上島町水道事業 52,000千円			
	神石高原町簡易水道事業 66,600千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

市町水道事業計	3,200,000千円
竹原市水道事業	100,000千円

三原市水道事業	700,000千円
府中市水道事業	100,000千円
三次市水道事業	300,000千円
庄原市水道事業	200,000千円
東広島市水道事業	750,000千円
廿日市市水道事業	200,000千円
安芸高田市水道事業	200,000千円
江田島市水道事業	100,000千円
熊野町水道事業	100,000千円
北広島町水道事業	150,000千円
大崎上島町水道事業	100,000千円
世羅町水道事業	100,000千円
神石高原町簡易水道事業	100,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、水道事業費用及び簡易水道事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	
市町水道事業計	2,076,102千円
竹原市水道事業	109,610千円
三原市水道事業	366,517千円
府中市水道事業	128,807千円
三次市水道事業	113,309千円
庄原市水道事業	118,181千円
東広島市水道事業	470,036千円
廿日市市水道事業	279,722千円
安芸高田市水道事業	68,244千円
江田島市水道事業	137,857千円
熊野町水道事業	65,862千円
北広島町水道事業	60,273千円
大崎上島町水道事業	32,932千円
世羅町水道事業	75,076千円
神石高原町簡易水道事業	49,676千円

交	際	費									
市	町	水	道	事	業	計	315 千円				
竹	原	市	水	道	事	業	22 千円				
三	原	市	水	道	事	業	42 千円				
府	中	市	水	道	事	業	10 千円				
三	次	市	水	道	事	業	27 千円				
庄	原	市	水	道	事	業	16 千円				
東	広	島	市	水	道	事	業	86 千円			
廿	日	市	市	水	道	事	業	53 千円			
安	芸	高	田	市	水	道	事	業	14 千円		
江	田	島	市	水	道	事	業	10 千円			
熊	野	町	水	道	事	業	7 千円				
北	広	島	町	水	道	事	業	8 千円			
大	崎	上	島	町	水	道	事	業	8 千円		
世	羅	町	水	道	事	業	7 千円				
神	石	高	原	町	簡	易	水	道	事	業	5 千円

(他会計からの負担金等)

第 10 条 水道事業会計（市町水道事業）の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、次のとおりである。

市	町	水	道	事	業	計	2,175,004 千円				
竹	原	市	水	道	事	業	15,746 千円				
三	原	市	水	道	事	業	262,410 千円				
府	中	市	水	道	事	業	10,569 千円				
三	次	市	水	道	事	業	263,537 千円				
庄	原	市	水	道	事	業	274,463 千円				
東	広	島	市	水	道	事	業	123,435 千円			
廿	日	市	市	水	道	事	業	181,798 千円			
安	芸	高	田	市	水	道	事	業	379,390 千円		
江	田	島	市	水	道	事	業	35,656 千円			
熊	野	町	水	道	事	業	3,408 千円				
北	広	島	町	水	道	事	業	153,589 千円			
大	崎	上	島	町	水	道	事	業	79,429 千円		
世	羅	町	水	道	事	業	179,146 千円				
神	石	高	原	町	簡	易	水	道	事	業	212,428 千円

(利益剰余金の処分)

第 11 条 繰越利益剰余金又は当年度利益剰余金のうち処分するものとする金額は、次のとおりと

定める。

市 町 水 道 事 業 計	553,626 千円
三 原 市 水 道 事 業	109,696 千円
庄 原 市 水 道 事 業	291,686 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	132,593 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	11,222 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	8,429 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 12 条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

市 町 水 道 事 業 計	176,457 千円
竹 原 市 水 道 事 業	6,750 千円
三 原 市 水 道 事 業	22,127 千円
府 中 市 水 道 事 業	19,224 千円
三 次 市 水 道 事 業	8,153 千円
庄 原 市 水 道 事 業	6,362 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	67,090 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	20,738 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	3,898 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	7,000 千円
熊 野 町 水 道 事 業	2,702 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	2,482 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	5,000 千円
世 羅 町 水 道 事 業	2,699 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	2,232 千円

第2章 水道用水供給事業

(総則)

第1条 令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（水道用水供給事業）の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	76,787,605 m ³
(2) 一日平均給水量	210,377 m ³
(3) 給水対象市町数	15市町
(4) 主要な建設改良事業	
広島水道用水供給施設建設事業	2,891,774千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	1,443,658千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	1,252,283千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道用水供給事業収益		10,817,648千円
第1項 営業収益		9,713,336千円
第2項 営業外収益		1,043,689千円
第3項 特別利益		60,623千円
	支	出
第1款 水道用水供給事業費用		9,783,172千円
第1項 営業費用		9,521,434千円
第2項 営業外費用		258,738千円
第3項 予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,599,230千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額442,292千円、建設改良積立金3,673,375千円、過年度分損益勘定留保資金2,483,563千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		848,489千円
第1項 企業債		46,800千円

第 2 項	出 資 金	304,900 千円
第 3 項	固 定 資 産 売 却 代 金	11,032 千円
第 4 項	補 助 金	305,178 千円
第 5 項	負 担 金	1,300 千円
第 6 項	受 託 金	179,279 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	7,447,719 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	5,608,495 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,836,627 千円
第 3 項	補 助 金 返 還 金	2,597 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
広島水道用水供給水道維持管理委託事業	令和 7 年度	60,000 千円
広島水道用水供給施設建設工事	令和 7 年度	1,563,000 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設工事	令和 7 年度から令和 8 年度まで	1,200,000 千円
沼田川水道用水供給施設建設工事	令和 7 年度から令和 10 年度まで	3,335,840 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良等資金に充てるため	46,800 千円	証書借入又は証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件の定めるところによる。ただし、財政上の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,050,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、水道用水供給事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	780,297 千円
交 際 費	142 千円

(他会計からの負担金等)

第10条 水道事業会計(水道用水供給事業)の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、2,450千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和6年1月29日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

第2号議案

令和6年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	84,688,030 m ³
(2) 一日平均給水量	232,022 m ³
工業用水道	160,022 m ³
上水道	72,000 m ³
(3) 給水対象事業所数	37件
工業用水道	34件
上水道	3件
(4) 主要な建設改良事業	
太田川東部工業用水道施設建設事業	1,169,610千円
沼田川工業用水道施設建設事業	324,615千円
太田川東部工業用水道第2期水道施設建設事業	249,334千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設事業	1,008,697千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 工業用水道事業収益		3,339,986千円	
第1項 営業収益		2,834,643千円	
第2項 営業外収益		468,043千円	
第3項 特別利益		37,300千円	
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用		3,309,803千円	
第1項 営業費用		3,192,481千円	
第2項 営業外費用		113,322千円	
第3項 予備費		4,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 795,696 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 216,309 千円、過年度分損益勘定留保資金 207,056 千円及び当年度分損益勘定留保資金 372,331 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		2,631,273 千円
第 1 項	企 業 債	2,263,600 千円	
第 2 項	補 助 金	154,200 千円	
第 3 項	負 担 金	114,617 千円	
第 4 項	受 託 金	98,856 千円	
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		3,426,969 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	2,755,398 千円	
第 2 項	企 業 債 償 還 金	637,771 千円	
第 3 項	他会計長期借入金償還金	33,800 千円	

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川東部工業用水道施設修繕工事	令和7年度	500 千円
太田川東部工業用水道施設建設工事	令和7年度	48,000 千円
沼田川工業用水道施設建設工事	令和7年度	686,800 千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設工事	令和7年度から令和8年度まで	2,180,000 千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法

建設改良等 資金に充て るため	2,263,600 千円	証書借入又は証券 発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件 の定めるところに よる。ただし、財政 上の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、繰 上償還し、又は低 利に借換えするこ とができる。
-----------------------	--------------	----------------	--	---

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、400,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、工業用水道事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	205,425 千円
交 際 費	45 千円

(他会計からの負担金等)

第 10 条 工業用水道事業会計の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、1,160 千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、3,000 千円と定める。

令和 6 年 1 月 29 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

第3号議案

令和5年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第3号）

第1章 市町水道事業

（総則）

第1条 令和5年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（市町水道事業）の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第1章第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

[市町水道事業計]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(1) 給 水 戸 数	272,254 戸	297 戸	272,551 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	62,435,010 m ³	△ 65,511 m ³	62,369,499 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	170,587 m ³	△ 179 m ³	170,408 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	12,324,057 千円	704,187 千円	13,028,244 千円

[竹原市水道事業]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	598,215 千円	△ 17,690 千円	580,525 千円

[三原市水道事業]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	2,218,542 千円	525,338 千円	2,743,880 千円

[府中市水道事業]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	494,991 千円	△ 50,606 千円	444,385 千円

[三次市水道事業]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	1,277,501 千円	443,053 千円	1,720,554 千円

[庄原市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	753,499 千円	△ 55,076 千円	698,423 千円

[東広島市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(1) 給 水 戸 数	81,196 戸	297 戸	81,493 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	17,423,361 m ³	△ 65,511 m ³	17,357,850 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	47,605 m ³	△ 179 m ³	47,426 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	3,039,425 千円	△ 332,908 千円	2,706,517 千円

[廿日市市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	1,548,956 千円	112,754 千円	1,661,710 千円

[安芸高田市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	335,530 千円	72,720 千円	408,250 千円

[江田島市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	1,087,930 千円	145,339 千円	1,233,269 千円

[熊野町水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	152,866 千円	△ 6,838 千円	146,028 千円

[北広島町水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	156,269 千円	△ 30,317 千円	125,952 千円

[大崎上島町水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	156,581千円	△ 70,748千円	85,833千円

[世羅町水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	346,723千円	△ 32,052千円	314,671千円

[神石高原町簡易水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	157,029千円	1,218千円	158,247千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第1章第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

[市町水道事業計]

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 水道事業収益及び			
簡易水道事業収益	20,241,063千円	△ 11,924千円	20,229,139千円
第 1 項 営 業 収 益	15,665,943千円	△ 144,523千円	15,521,420千円
第 2 項 営 業 外 収 益	4,555,566千円	△ 154,042千円	4,401,524千円
第 3 項 特 別 利 益	19,554千円	286,641千円	306,195千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 水道事業費用及び			
簡易水道事業費用	19,076,963千円	304,815千円	19,381,778千円
第 1 項 営 業 費 用	18,398,614千円	52,189千円	18,450,803千円
第 2 項 営 業 外 費 用	603,077千円	248,564千円	851,641千円
第 3 項 特 別 損 失	13,272千円	2,062千円	15,334千円
第 4 項 予 備 費	62,000千円	2,000千円	64,000千円

[竹原市水道事業]

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 水道事業収益	849,716千円	△ 8,459千円	841,257千円

第 1 項 営 業 収 益	812,138 千円	△	584 千円	811,554 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	37,576 千円	△	7,874 千円	29,702 千円
第 3 項 特 別 利 益	2 千円	△	1 千円	1 千円
	支 出			
(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
第 1 款 水 道 事 業 費 用	809,949 千円		14,143 千円	824,092 千円
第 1 項 営 業 費 用	803,327 千円	△	5,778 千円	797,549 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	3,511 千円		19,921 千円	23,432 千円

[三原市水道事業]

	収 入			
(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
第 1 款 水 道 事 業 収 益	3,215,371 千円		1,282 千円	3,216,653 千円
第 1 項 営 業 収 益	2,667,644 千円	△	60 千円	2,667,584 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	547,726 千円		1,342 千円	549,068 千円
	支 出			
(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
第 1 款 水 道 事 業 費 用	2,922,925 千円		59,459 千円	2,982,384 千円
第 1 項 営 業 費 用	2,765,457 千円		11,841 千円	2,777,298 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	147,277 千円		47,618 千円	194,895 千円

[府中市水道事業]

	収 入			
(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
第 1 款 水 道 事 業 収 益	715,656 千円		5 千円	715,661 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	80,840 千円		5 千円	80,845 千円
	支 出			
(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
第 1 款 水 道 事 業 費 用	690,216 千円		39,931 千円	730,147 千円
第 1 項 営 業 費 用	646,891 千円		26,448 千円	673,339 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	41,225 千円		13,483 千円	54,708 千円

[三次市水道事業]

	収 入			
(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
第 1 款 水 道 事 業 収 益	1,917,734 千円	△	44,133 千円	1,873,601 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	739,527 千円	△	44,133 千円	695,394 千円
	支 出			
(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)

第 1 款 水道事業費用	1,827,008 千円	67,744 千円	1,894,752 千円
第 1 項 営業費用	1,778,351 千円	40,807 千円	1,819,158 千円
第 2 項 営業外費用	47,155 千円	26,937 千円	74,092 千円

[庄原市水道事業]

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 水道事業収益	1,113,011 千円	△ 11,254 千円	1,101,757 千円
第 1 項 営業収益	687,171 千円	△ 6,074 千円	681,097 千円
第 2 項 営業外収益	425,840 千円	△ 5,180 千円	420,660 千円
(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 水道事業費用	1,090,333 千円	6,487 千円	1,096,820 千円
第 1 項 営業費用	1,024,917 千円	△ 8,082 千円	1,016,835 千円
第 2 項 営業外費用	65,116 千円	14,569 千円	79,685 千円

[東広島市水道事業]

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 水道事業収益	5,228,755 千円	△ 59,004 千円	5,169,751 千円
第 1 項 営業収益	4,614,108 千円	△ 113,673 千円	4,500,435 千円
第 2 項 営業外収益	614,646 千円	△ 52,331 千円	562,315 千円
第 3 項 特別利益	1 千円	107,000 千円	107,001 千円
(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 水道事業費用	4,981,110 千円	△ 31,392 千円	4,949,718 千円
第 1 項 営業費用	4,901,452 千円	△ 50,877 千円	4,850,575 千円
第 2 項 営業外費用	61,658 千円	21,485 千円	83,143 千円
第 3 項 特別損失	8,000 千円	△ 2,000 千円	6,000 千円

[廿日市市水道事業]

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 水道事業収益	3,028,296 千円	△ 7,882 千円	3,020,414 千円
第 1 項 営業収益	2,452,120 千円	△ 4,484 千円	2,447,636 千円
第 2 項 営業外収益	576,166 千円	△ 3,398 千円	572,768 千円
(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 水道事業費用	2,866,014 千円	51,608 千円	2,917,622 千円

第 1 項 営 業 費 用	2,788,350 千円	11,988 千円	2,800,338 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	66,414 千円	39,620 千円	106,034 千円

[安芸高田市水道事業]

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 水道事業収益	1,019,641 千円	△ 17,149 千円	1,002,492 千円	
第 1 項 営 業 収 益	496,840 千円	△ 6,820 千円	490,020 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	522,800 千円	△ 10,329 千円	512,471 千円	
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 水道事業費用	994,068 千円	16,510 千円	1,010,578 千円	
第 1 項 営 業 費 用	930,363 千円	5,128 千円	935,491 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用	53,605 千円	11,312 千円	64,917 千円	
第 3 項 特 別 損 失	100 千円	70 千円	170 千円	

[江田島市水道事業]

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 水道事業収益	844,470 千円	124,828 千円	969,298 千円	
第 1 項 営 業 収 益	708,267 千円	△ 700 千円	707,567 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	136,203 千円	△ 44,153 千円	92,050 千円	
第 3 項 特 別 利 益	0 千円	169,681 千円	169,681 千円	
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 水道事業費用	748,905 千円	17,897 千円	766,802 千円	
第 1 項 営 業 費 用	729,206 千円	△ 4,622 千円	724,584 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用	15,199 千円	22,519 千円	37,718 千円	

[熊野町水道事業]

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 水道事業収益	553,101 千円	1,556 千円	554,657 千円	
第 1 項 営 業 収 益	503,769 千円	△ 8,911 千円	494,858 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	38,708 千円	467 千円	39,175 千円	
第 3 項 特 別 利 益	10,624 千円	10,000 千円	20,624 千円	
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 水道事業費用	473,320 千円	7,995 千円	481,315 千円	

第 1 項 営 業 費 用	456,516 千円	6,648 千円	463,164 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	11,803 千円	1,348 千円	13,151 千円
第 3 項 特 別 損 失	1 千円	△ 1 千円	0 千円

[北広島町水道事業]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	512,143 千円	1,186 千円	513,329 千円
第 1 項 営 業 収 益	269,310 千円	1,041 千円	270,351 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	242,832 千円	145 千円	242,977 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	483,705 千円	12,509 千円	496,214 千円
第 1 項 営 業 費 用	444,438 千円	2,896 千円	447,334 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	33,067 千円	9,613 千円	42,680 千円

[大崎上島町水道事業]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	494,018 千円	2,377 千円	496,395 千円
第 1 項 営 業 収 益	301,761 千円	△ 629 千円	301,132 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	183,393 千円	3,045 千円	186,438 千円
第 3 項 特 別 利 益	8,864 千円	△ 39 千円	8,825 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	492,136 千円	△ 8,185 千円	483,951 千円
第 1 項 営 業 費 用	471,167 千円	△ 9,321 千円	461,846 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	20,868 千円	1,136 千円	22,004 千円

[世羅町水道事業]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	449,639 千円	△ 8,006 千円	441,633 千円
第 1 項 営 業 収 益	215,044 千円	△ 4,184 千円	210,860 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	234,595 千円	△ 3,822 千円	230,773 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	421,054 千円	16,090 千円	437,144 千円
第 1 項 営 業 費 用	401,712 千円	5,233 千円	406,945 千円

第 2 項 営業外費用	19,342 千円	8,857 千円	28,199 千円
第 3 項 予備費	0 千円	2,000 千円	2,000 千円

[神石高原町簡易水道事業]

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 簡易水道事業収益	299,512 千円	12,729 千円		312,241 千円
第 1 項 営業収益	124,798 千円	555 千円		125,353 千円
第 2 項 営業外収益	174,714 千円	12,174 千円		186,888 千円
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 簡易水道事業費用	276,220 千円	34,019 千円		310,239 千円
第 1 項 営業費用	256,467 千円	19,880 千円		276,347 千円
第 2 項 営業外費用	16,837 千円	10,146 千円		26,983 千円
第 3 項 特別損失	2,816 千円	3,993 千円		6,809 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第 4 条 予算第 1 章第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,697,480 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 628,762 千円、減債積立金 499,743 千円、建設改良積立金 1,482,643 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,555,849 千円、当年度分損益勘定留保資金 2,271,531 千円、繰越利益剰余金処分額 236,500 千円及び当年度利益剰余金処分額 22,452 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,577,039 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 240,180 千円、減債積立金 197,362 千円、建設改良積立金 1,120,162 千円、過年度分損益勘定留保資金 4,032,228 千円、当年度分損益勘定留保資金 2,803,357 千円、当年度利益剰余金処分額 173,611 千円及び引継金 10,139 千円で補てんするものとする。)」に改める。

[市町水道事業計]

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資本的収入	7,745,635 千円	742,886 千円		8,488,521 千円
第 1 項 企業債	3,946,969 千円	679,300 千円		4,626,269 千円
第 2 項 出資金	1,011,456 千円	△ 68,401 千円		943,055 千円
第 4 項 他会計補助金	443,421 千円	△ 33,870 千円		409,551 千円
第 5 項 補助金	1,537,990 千円	277,351 千円		1,815,341 千円
第 6 項 負担金	805,727 千円	△ 111,494 千円		694,233 千円
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	

第 1 款 資 本 的 支 出	16,443,115 千円	622,445 千円	17,065,560 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	12,499,832 千円	648,395 千円	13,148,227 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	3,923,183 千円	△ 23,950 千円	3,899,233 千円
第 3 項 予 備 費	20,100 千円	△ 2,000 千円	18,100 千円

[竹原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 438,608 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,873 千円、建設改良積立金 130,565 千円、当年度分損益勘定留保資金 234,514 千円及び繰越利益剰余金処分額 34,656 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 479,335 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 12,036 千円、建設改良積立金 246,457 千円、当年度分損益勘定留保資金 220,842 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	200,677 千円	△ 58,289 千円	142,388 千円
第 2 項 補 助 金	135,900 千円	△ 58,289 千円	77,611 千円
(科 目)	支 出		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	639,285 千円	△ 17,562 千円	621,723 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	603,970 千円	△ 17,561 千円	586,409 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	34,315 千円	△ 1 千円	34,314 千円

[三原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,751,491 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 120,045 千円、減債積立金 97,578 千円、建設改良積立金 637,385 千円及び当年度分損益勘定留保資金 896,483 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,656,812 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 69,567 千円、減債積立金 194,174 千円、建設改良積立金 107,410 千円、過年度分損益勘定留保資金 242,552 千円、当年度分損益勘定留保資金 878,407 千円、当年度利益剰余金処分額 164,702 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	1,824,312 千円	552,824 千円	2,377,136 千円
第 1 項 企 業 債	1,044,600 千円	450,100 千円	1,494,700 千円
第 2 項 出 資 金	369,170 千円	12,069 千円	381,239 千円

第 4 項 補 助 金	259,592 千円	113,100 千円	372,692 千円
第 5 項 負 担 金	150,878 千円	△ 22,445 千円	128,433 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	3,575,803 千円	458,145 千円	4,033,948 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	2,284,698 千円	472,287 千円	2,756,985 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1,286,105 千円	△ 14,142 千円	1,271,963 千円

[府中市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 308,302 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 20,292 千円、建設改良積立金 22,121 千円、過年度分損益勘定留保資金 75,262 千円及び当年度分損益勘定留保資金 190,627 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 324,046 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,182 千円、建設改良積立金 49,010 千円、過年度分損益勘定留保資金 48,969 千円及び当年度分損益勘定留保資金 216,885 千円で補てんするものとする。)」に改める。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	358,048 千円	△ 71,985 千円	286,063 千円
第 1 項 企 業 債	130,600 千円	△ 6,300 千円	124,300 千円
第 2 項 出 資 金	117,555 千円	△ 43,927 千円	73,628 千円
第 3 項 補 助 金	98,719 千円	△ 21,758 千円	76,961 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	666,350 千円	△ 56,241 千円	610,109 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	506,882 千円	△ 56,241 千円	450,641 千円

[三次市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 683,687 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 89,436 千円、過年度分損益勘定留保資金 594,251 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 936,424 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 21,036 千円、過年度分損益勘定留保資金 584,821 千円及び当年度分損益勘定留保資金 330,567 千円で補てんするものとする。)」に改める。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)

第 1 款 資 本 的 収 入	1,114,134 千円	191,523 千円	1,305,657 千円
第 1 項 企 業 債	713,300 千円	131,300 千円	844,600 千円
第 2 項 出 資 金	122,866 千円	△ 11,006 千円	111,860 千円
第 3 項 補 助 金	239,968 千円	92,129 千円	332,097 千円
第 4 項 負 担 金	38,000 千円	△ 20,900 千円	17,100 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	1,797,821 千円	444,260 千円	2,242,081 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,286,551 千円	444,913 千円	1,731,464 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	510,670 千円	△ 653 千円	510,017 千円

[庄原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 680,571 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 22,305 千円、建設改良積立金 372,075 千円及び当年度分損益勘定留保資金 286,191 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 597,010 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,598 千円、減債積立金 3,188 千円、建設改良積立金 271,936 千円、過年度分損益勘定留保資金 28,371 千円及び当年度分損益勘定留保資金 285,917 千円で補てんするものとする。)」に改める。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	381,012 千円	29,337 千円	410,349 千円
第 2 項 補 助 金	137,817 千円	35,247 千円	173,064 千円
第 3 項 負 担 金	151,395 千円	△ 5,910 千円	145,485 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	1,061,583 千円	△ 54,224 千円	1,007,359 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	754,554 千円	△ 55,013 千円	699,541 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	306,529 千円	789 千円	307,318 千円

[東広島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,289,988 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 168,902 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,996,396 千円及び当年度分損益勘定留保資金 124,690 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,029,094 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 91,722 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,641,609 千円及び当年度分損益勘定留保資金 295,763 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	1,178,154 千円	△ 71,989 千円	1,106,165 千円
第 2 項 他 会 計 補 助 金	45,085 千円	△ 470 千円	44,615 千円
第 3 項 負 担 金	247,869 千円	△ 71,519 千円	176,350 千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	3,468,142 千円	△ 332,883 千円	3,135,259 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	3,071,233 千円	△ 332,883 千円	2,738,350 千円

[廿日市市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,069,137 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 57,791 千円、減債積立金 301,244 千円及び過年度分損益勘定留保資金 710,102 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,089,226 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18,553 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,070,673 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	783,549 千円	89,552 千円	873,101 千円
第 3 項 補 助 金	192,500 千円	47,383 千円	239,883 千円
第 4 項 負 担 金	77,049 千円	42,169 千円	119,218 千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	1,852,686 千円	109,641 千円	1,962,327 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,551,442 千円	112,641 千円	1,664,083 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	301,244 千円	△ 3,000 千円	298,244 千円

[安芸高田市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 369,874 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,386 千円、建設改良積立金 22,513 千円、過年度分損益勘定留保資金 54,379 千円及び当年度分損益勘定留保資金 269,596 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 343,270 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,229 千円、建設改良積立金 12,149 千円、過年度分損益勘定留保資金 36,875 千円及び当年度分損益勘定留保資金 292,017 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	315,235 千円	99,761 千円	414,996 千円
第 1 項 企 業 債	221,200 千円	54,100 千円	275,300 千円
第 2 項 出 資 金	25,852 千円	△ 2 千円	25,850 千円
第 3 項 補 助 金	59,183 千円	52,663 千円	111,846 千円
第 4 項 負 担 金	9,000 千円	△ 7,000 千円	2,000 千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	685,109 千円	73,157 千円	758,266 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	366,917 千円	72,666 千円	439,583 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	318,192 千円	491 千円	318,683 千円

[江田島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 455,981 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 71,511 千円、建設改良積立金 262,969 千円及び当年度分損益勘定留保資金 121,501 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 453,835 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,052 千円、建設改良積立金 326,030 千円及び当年度分損益勘定留保資金 121,753 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	736,330 千円	140,204 千円	876,534 千円
第 1 項 企 業 債	450,000 千円	97,800 千円	547,800 千円
第 2 項 補 助 金	282,080 千円	42,404 千円	324,484 千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	1,192,311 千円	138,058 千円	1,330,369 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,089,963 千円	145,490 千円	1,235,453 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	102,348 千円	△ 7,432 千円	94,916 千円

[熊野町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 116,841 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,885 千円及び過年度分損益勘定留保資金 112,956 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 95,062 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,146 千円及び過年度分損益勘定留保資金 92,916 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	37,090 千円	15,047 千円	52,137 千円
第 1 項 負 担 金	37,090 千円	15,047 千円	52,137 千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	153,931 千円	△ 6,732 千円	147,199 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	153,931 千円	△ 6,732 千円	147,199 千円

[北広島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 267,508 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,758 千円、減債積立金 76,508 千円、建設改良積立金 35,015 千円及び当年度分損益勘定留保資金 146,227 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 253,741 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 59 千円、建設改良積立金 107,170 千円及び当年度分損益勘定留保資金 146,512 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	110,282 千円	△ 12,696 千円	97,586 千円
第 1 項 企 業 債	37,000 千円	△ 10,700 千円	26,300 千円
第 2 項 出 資 金	36,641 千円	△ 998 千円	35,643 千円
第 3 項 補 助 金	36,641 千円	△ 998 千円	35,643 千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	377,790 千円	△ 26,463 千円	351,327 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	164,953 千円	△ 26,462 千円	138,491 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	212,837 千円	△ 1 千円	212,836 千円

[大崎上島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 14,479 千円は、過年度分損益勘定留保資金 12,503 千円及び繰越利益剰余金処分額 1,976 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,773 千円は、過年度分損益勘定留保資金 634 千円及び引継金 10,139 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	202,668 千円	△ 67,055 千円	135,613 千円

第 1 項 企 業 債	74,100 千円	△ 37,000 千円	37,100 千円
第 2 項 他 会 計 補 助 金	128,567 千円	△ 33,400 千円	95,167 千円
第 3 項 負 担 金	1 千円	3,345 千円	3,346 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	217,147 千円	△ 70,761 千円	146,386 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	156,780 千円	△ 70,761 千円	86,019 千円

[世羅町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 228,560 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,578 千円、減債積立金 24,413 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,701 千円及び繰越利益剰余金処分量 199,868 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 284,808 千円は、過年度分損益勘定留保資金 284,808 千円で補てんするものとする。)」に改める。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	299,913 千円	△ 93,396 千円	206,517 千円
第 1 項 出 資 金	47,069 千円	△ 24,559 千円	22,510 千円
第 3 項 補 助 金	47,066 千円	△ 24,556 千円	22,510 千円
第 4 項 負 担 金	54,244 千円	△ 44,281 千円	9,963 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	528,473 千円	△ 37,148 千円	491,325 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	350,526 千円	△ 35,147 千円	315,379 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	175,947 千円	△ 1 千円	175,946 千円
第 3 項 予 備 費	2,000 千円	△ 2,000 千円	0 千円

[神石高原町簡易水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 22,453 千円は、当年度分損益勘定留保資金 1 千円及び当年度利益剰余金処分量 22,452 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 23,603 千円は、当年度分損益勘定留保資金 14,694 千円及び当年度利益剰余金処分量 8,909 千円で補てんするものとする。)」に改める。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	204,231 千円	48 千円	204,279 千円
第 2 項 出 資 金	4,303 千円	22 千円	4,325 千円

第 4 項 補 助 金	48,524 千円	26 千円	48,550 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	226,684 千円	1,198 千円	227,882 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	157,432 千円	1,198 千円	158,630 千円

(債務負担行為の補正)

第 5 条 予算第 1 章第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
三原市水道事業				
三原市水道施設建設工事	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	54,832 千円	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	145,854 千円
東広島市水道事業				
東広島市水道維持管理委託事業	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	3,451,831 千円	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	3,473,761 千円
安芸高田市水道事業				
安芸高田市水道施設建設工事	令和 6 年度	134,508 千円	令和 6 年度	235,611 千円
江田島市水道事業				
江田島市水道維持管理委託事業	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	133,624 千円	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	134,284 千円

(企業債の補正)

第 6 条 予算第 1 章第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
市 町 水 道 事 業 計	3,946,969 千円	679,300 千円	4,626,269 千円
三 原 市 水 道 事 業	1,044,600 千円	450,100 千円	1,494,700 千円
府 中 市 水 道 事 業	130,600 千円	△ 6,300 千円	124,300 千円
三 次 市 水 道 事 業	713,300 千円	131,300 千円	844,600 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	221,200 千円	54,100 千円	275,300 千円

江田島市水道事業	450,000千円		97,800千円	547,800千円
北広島町水道事業	37,000千円	△	10,700千円	26,300千円
大崎上島町水道事業	74,100千円	△	37,000千円	37,100千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第1章第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

	(補正前の額)		(補正額)	(計)
職員給与費				
市町水道事業計	2,106,593千円		32,295千円	2,138,888千円
竹原市水道事業	107,490千円		15,142千円	122,632千円
三原市水道事業	360,627千円		15,704千円	376,331千円
府中市水道事業	129,049千円	△	439千円	128,610千円
三次市水道事業	121,552千円		7,316千円	128,868千円
庄原市水道事業	115,567千円		4,625千円	120,192千円
東広島市水道事業	535,935千円	△	23,011千円	512,924千円
廿日市市水道事業	252,232千円	△	4,491千円	247,741千円
安芸高田市水道事業	78,322千円	△	1,165千円	77,157千円
江田島市水道事業	132,708千円		4,086千円	136,794千円
熊野町水道事業	63,922千円		1,680千円	65,602千円
北広島町水道事業	47,028千円	△	4,260千円	42,768千円
大崎上島町水道事業	36,988千円		618千円	37,606千円
世羅町水道事業	80,214千円		11,166千円	91,380千円
神石高原町簡易水道事業	44,959千円		5,324千円	50,283千円

	(補正前の額)		(補正額)	(計)
交際費				
市町水道事業計	210千円		138千円	348千円
竹原市水道事業	52千円	△	10千円	42千円
三原市水道事業	10千円		32千円	42千円
三次市水道事業	26千円		2千円	28千円
東広島市水道事業	20千円		67千円	87千円
廿日市市水道事業	10千円		44千円	54千円
江田島市水道事業	11千円	△	1千円	10千円
北広島町水道事業	17千円		1千円	18千円
大崎上島町水道事業	7千円		1千円	8千円
世羅町水道事業	6千円		1千円	7千円
神石高原町簡易水道事業	4千円		1千円	5千円

(他会計からの負担金等の補正)

第8条 予算第1章第10条に定めた他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補正額)	(計)
市町水道事業計	2,490,915千円	△ 97,103千円	2,393,812千円
竹原市水道事業	27,117千円	△ 161千円	26,956千円
三原市水道事業	335,815千円	△ 18,853千円	316,962千円
三次市水道事業	321,768千円	△ 20,900千円	300,868千円
東広島市水道事業	212,797千円	△ 25,320千円	187,477千円
安芸高田市水道事業	360,367千円	4,000千円	364,367千円
熊野町水道事業	1,660千円	336千円	1,996千円
大崎上島町水道事業	174,921千円	△ 29,424千円	145,497千円
世羅町水道事業	198,820千円	△ 6,781千円	192,039千円

(利益剰余金の処分の補正)

第9条 予算第1章第11条に定めた繰越利益剰余金又は当年度利益剰余金のうち処分するものとする金額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補正額)	(計)
市町水道事業計	258,952千円	△ 85,341千円	173,611千円
竹原市水道事業	34,656千円	△ 34,656千円	0千円
三原市水道事業	0千円	164,702千円	164,702千円
大崎上島町水道事業	1,976千円	△ 1,976千円	0千円
世羅町水道事業	199,868千円	△ 199,868千円	0千円
神石高原町簡易水道事業	22,452千円	△ 13,543千円	8,909千円

(たな卸資産の購入限度額の補正)

第10条 予算第1章第12条に定めたたな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補正額)	(計)
市町水道事業計	129,690千円	△ 1,661千円	128,029千円
世羅町水道事業	3,661千円	△ 1,661千円	2,000千円

第2章 水道用水供給事業

(総則)

第1条 令和5年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計(水道用水供給事業)の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2章第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
広島水道用水供給施設建設事業	4,957,981千円	1,588,638千円	6,546,619千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	1,161,694千円	681,949千円	1,843,643千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	1,117,854千円	101,769千円	1,219,623千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第2章第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第1款 水道用水供給事業収益	10,995,600千円	54,064千円	11,049,664千円
第1項 営業収益	9,827,787千円	△ 4,450千円	9,823,337千円
第2項 営業外収益	1,107,190千円	58,514千円	1,165,704千円
(科 目)	支 出 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第1款 水道用水供給事業費用	10,030,366千円	309,070千円	10,339,436千円
第1項 営業費用	9,738,292千円	△ 174,439千円	9,563,853千円
第2項 営業外費用	289,074千円	483,509千円	772,583千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第2章第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,758,563千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額471,920千円、建設改良積立金4,033,376千円、過年度分損益勘定留保資金798,893千円及び当年度分損益勘定留保資金1,454,374千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,176,488千円は、当年度分消費税及び地方消費

税資本的収支調整額 9,816 千円、建設改良積立金 5,896,561 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,071,555 千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,198,556 千円で補てんするものとする。)に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款	資 本 的 収 入	2,519,333 千円	945,380 千円	3,464,713 千円
第 1 項	企 業 債	82,300 千円	20,500 千円	102,800 千円
第 2 項	出 資 金	770,600 千円	309,000 千円	1,079,600 千円
第 4 項	補 助 金	1,133,954 千円	1,016,164 千円	2,150,118 千円
第 5 項	受 託 金	521,554 千円	△ 400,400 千円	121,154 千円
第 6 項	関 連 収 入	1 千円	112 千円	113 千円
第 7 項	負 担 金	0 千円	4 千円	4 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款	資 本 的 支 出	9,277,896 千円	2,363,305 千円	11,641,201 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	7,299,627 千円	2,363,305 千円	9,662,932 千円

(債務負担行為の補正)

第 5 条 予算第 2 章第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広島水道用水供給施設建設工事	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	9,989,098 千円	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	10,138,772 千円
沼田川水道用水供給施設建設工事	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	1,392,136 千円	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	1,495,870 千円

(企業債の補正)

第 6 条 予算第 2 章第 6 条列記中起債の限度額「82,300 千円」を「102,800 千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第 7 条 予算第 2 章第 9 条列記中職員給与費「754,934 千円」を「831,921 千円」に、交際費「291 千円」を「143 千円」に改める。

(他会計からの負担金等の補正)

第 8 条 予算第 2 章第 10 条列記中他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額「3,020 千円」を「2,655 千円」に改める。

令和6年1月29日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

第4号議案

令和5年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
太田川東部工業用水道施設建設事業	835,014千円	△ 160,073千円	674,941千円
沼田川工業用水道施設建設	287,158千円	△ 420千円	286,738千円
太田川東部工業用水道第2期水道施設建設事業	159,831千円	△ 22,698千円	137,133千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設事業	69,879千円	245,167千円	315,046千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）	
第1款 工業用水道事業収益	3,488,615千円	△ 21,213千円	3,467,402千円	
第1項 営業収益	3,089,550千円	2,831千円	3,092,381千円	
第2項 営業外収益	361,765千円	△ 24,044千円	337,721千円	
		支 出		
（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）	
第1款 工業用水道事業費用	3,274,191千円	14,414千円	3,288,605千円	
第1項 営業費用	3,169,978千円	△ 41,231千円	3,128,747千円	
第2項 営業外費用	100,213千円	55,645千円	155,858千円	

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額734,496千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収

支調整額 90,568 千円、過年度分損益勘定留保資金 246,677 千円及び当年度分損益勘定留保資金 397,251 千円で補てんするものとする。)を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 676,298 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37,375 千円、過年度分損益勘定留保資金 264,215 千円及び当年度分損益勘定留保資金 374,708 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	1,340,661 千円	120,117 千円	1,460,778 千円
第 1 項 企 業 債	967,500 千円	152,296 千円	1,119,796 千円
第 3 項 負 担 金	187,014 千円	△ 110,495 千円	76,519 千円
第 5 項 関 連 収 入	1 千円	16 千円	17 千円
第 6 項 補 助 金	0 千円	78,300 千円	78,300 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 支 出	2,075,157 千円	61,919 千円	2,137,076 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,386,395 千円	61,919 千円	1,448,314 千円

(企業債の補正)

第 5 条 予算第 6 条列記中起債の限度額「967,500 千円」を「1,119,796 千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第 6 条 予算第 9 条列記中職員給与費「188,277 千円」を「213,973 千円」に、交際費「48 千円」を「46 千円」に改める。

(他会計からの負担金等の補正)

第 7 条 予算第 10 条列記中他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額「900 千円」を「1,255 千円」に改める。

令和 6 年 1 月 29 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

第5号議案

広島県水道広域連合企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案を次のように提出する。

令和6年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責 に関する条例案

広島県水道広域連合企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責 に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第243条の2の7第1項の規定に基づき、企業長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「企業長等」という。）の広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低責任負担額)

第2条 法第243条の2の7第1項に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる企業長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 企業長 6
- (2) 副企業長、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 職員（前号に掲げる職員を除く。） 1

(損害賠償責任の一部免責)

第3条 企業長等が企業団に対して負う損害賠償責任については、企業長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、企業長等が賠償の責任を負う額から前条の最低責任負担額を控除して得た額について、その責任を免れる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 2 施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例中「法第243条の2の7」とあるのは「法第243条の2」と、「法第243条の2の8」とあるのは「法第243条の2の2」と、「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4」とあるのは「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条」とする。

(提案理由)

地方自治法に基づき、企業長等の広島県水道広域連合企業団に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

第6号議案

広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例案を次のように提出する。

令和6年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例案

広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第7条第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 企業長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(任期の更新)

第3条 企業長は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、企業長が別に定める給料表を適用する。

2 企業長は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合及びその場合における号給は、企業長が別に定めるものとする。

3 企業長は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を企業長が別に定める額とすることができる。

4 特定任期付職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額は企業長が別に定める額とする。

5 企業長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、

企業長が別に定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

- 6 特定任期付職員には、期末手当を企業長が別に定めるところにより支給する。
- 7 特定任期付職員のうち常時勤務に服することを要する者が退職（職員としての身分を失うことをいう。）をした場合には、退職手当を、広島県水道広域連合企業団と広島県市町事務組合との間における退職手当支給事務及び公務災害補償事務の事務委託に関する規約（令和5年広島県水道広域連合企業団告示第1号）第2条の規定により支給する。
- 8 第2項の規定による号給の決定、第3項及び第4項の規定による給料月額の決定、第5項の規定による特定任期付職員業績手当の支給及び第6項に規定する期末手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与条例等の適用除外等）

第5条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号。以下「給与条例」という。）第3条から第6条まで、第8条、第17条の2から第23条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第3項、第16条及び第24条の規定の適用については、給与条例第2条第3項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」及び広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年広島県水道広域連合企業団条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第5項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条中「管理職手当を受給する職員」とあるのは「管理職手当を受給する職員及び任期付職員条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（給与の減額）

第6条 正規の勤務時間に特定任期付職員が勤務しないときは、広島県水道広域連合企業団就業規則（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号）第20条に規定する時間外勤務代休時間並びに第30条及び第32条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことについて企業長の承認があった場合（企業長が別に定める場合に限る。）を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を企業長が別に定めるところにより支給する。

（休職者の給与）

第7条 特定任期付職員が休職にされたときは、企業長が別に定めるところにより給与を支給することができる。

- 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた特定任期付職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業をしている特定任期付職員の給与)

第8条 育児休業法第2条の規定による育児休業をしている特定任期付職員には、その育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 前項の特定任期付職員のうち企業長が別に定める職員には、同項の規定にかかわらず、期末手当を支給する。

(実施規定)

第9条 この条例の実施に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を円滑に採用することができるよう、職員の任期を定めた採用等に関する必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

第7号議案

広島県水道広域連合企業団職員の退職管理に関する条例案を次のように提出する。

令和6年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員の退職管理に関する条例案

広島県水道広域連合企業団職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として企業長が別に定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として企業長が別に定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として企業長が別に定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他企業長が別に定める場合を除き、企業長が別に定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に企業長が別に定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法において条例により定めるものとされる退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置について、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

第8号議案

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2</u> 第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、議会の同意を要する賠償責任の免除に関する引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

第9号議案

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例及び広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例及び
広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例
及び広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)とする。</p> <p>4—5 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)とする。</p> <p>4—5 (略)</p>

第2条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「一般職の職員」という。)の給与は、給料及び手当と</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「一般職の職員」という。)の給与は、給料及び手当と</p>

<p>する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、<u>期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当</u>（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>4 第1項に規定する給料及び手当は、<u>派遣職員（地方自治法第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定による求めに応じて派遣される職員をいう。以下同じ。）が当該派遣をした地方公共団体（以下「派遣元」という。）の職員として支給される場合は、これを重複して支給しない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(期末手当の特例)</p> <p><u>第17条の2 第2条第4項の規定にかかわらず派遣職員が企業団の職員として派遣元の規定により派遣元から支給される期末手当の額が、当該派遣職員が派遣元の同等の職にある職員であるとした場合に、派遣元の規定により派遣元から支給される期末手当の額を下回る場合に、その差額に相当する額を期末手当として、当該派遣職員に対し企業長が別に定める日に支給することができる。</u></p> <p>(勤勉手当の特例)</p> <p><u>第17条の3 第2条第4項の規定にかかわらず派遣職員が企業団の職員として派遣元の規定により派遣元から支給される勤勉手当の額が、当該派遣職員が派遣元の同等の職にある職員であるとした場合に、派遣元の規定により派遣元から支給される勤勉手当の額を下回る場合に、その差額に相当する額を勤勉手当として、当該派遣職員に対し企業長が別に定める日に支給することができる。</u></p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p><u>期末手当を除く。）とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p>
---	---

第3条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2—4 (略)</p> <p>5 短時間会計年度任用職員の給与は、報酬並びに<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>6 (略)</p> <p><u>(短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第20条の2 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、勤勉手当を支給する。</u></p> <p><u>2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「勤勉手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、勤勉手当基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、企業長が別に定める日(以下「勤勉手当支給日」という。)に支給する。</u></p> <p>(休職者の報酬)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2—3 (略)</p> <p>4 短時間勤務会計年度任用職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与(企業長が別に定める報酬、<u>第20条の期末手当及び第20条の2の勤勉手当を除く。)</u>の100分の60以内を支給することができる。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2—4 (略)</p> <p>5 短時間会計年度任用職員の給与は、報酬<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(休職者の報酬)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2—3 (略)</p> <p>4 短時間勤務会計年度任用職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与(企業長が別に定める報酬<u>並びに第20条の期末手当を除く。)</u>の100分の60以内を支給することができる。</p>

(広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)―(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 6月1日に係る期末手当</p> <p>(ア) 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の152.5</u></p> <p>(イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 <u>100分の122</u></p> <p>(ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月</p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)―(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 6月1日に係る期末手当</p> <p>(ア) 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の147.5</u></p> <p>(イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 <u>100分の118</u></p> <p>(ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月</p>

<p>15日未満の場合 <u>100分の91.5</u> (エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 <u>100分の45.75</u> ウ 12月1日に係る期末手当 (ア) 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の152.5</u> (イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 <u>100分の122</u> (ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 <u>100分の91.5</u> (エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 <u>100分の45.75</u> (5)―(6) (略)</p>	<p>15日未満の場合 <u>100分の88.5</u> (エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 <u>100分の44.25</u> ウ 12月1日に係る期末手当 (ア) 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の147.5</u> (イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 <u>100分の118</u> (ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 <u>100分の88.5</u> (エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 <u>100分の44.25</u> (5)―(6) (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第4条の規定は公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定は令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 第2条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）、第4条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後特別職条例」という。）の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例、第4条の規定による改正前の広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給与条例及び改正後特別職条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の一部改正に伴い、広島県水道広域連合企業団においても会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を行うために必要な規定を整備するほか、国の特別職の期末手当の支給割合の改定に準じ、広島県水道広域連合企業団の特別職の期末手当の支給割合を引き上げるための必要な規定の整備、その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出する。

第 10 号議案

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 1 月 29 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第 3 条 (略) (1) (略) (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の工事をいう。 (3)―(8) (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置) 第 40 条 (略) 2 企業長は、給水装置が企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申し込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が施行令第 6 条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(定義) 第 3 条 (略) (1) (略) (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の工事をいう。 (3)―(8) (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置) 第 40 条 (略) 2 企業長は、給水装置が企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申し込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が施行令第 6 条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年5月26日法律第36号）において水道法（昭和32年6月15日法律第177号）の一部が改正され、水道整備・管理行政が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ移管される。

この改正水道法の施行（令和6年4月1日）に併せ、条文中の同一字句を改める。